

議題 3

市内旅館業に関する施策の方向性について

1

討議事項

1. 施策検討に当たっての着眼点

- ① 船橋市の旅館業の現状と今後の見通し
- ② 従事者等が常駐しない施設の課題
- ③ 他自治体調査からみる実効性の課題

2. 今後の施策検討の議論

- ① 施策のあり方について
- ② 運営・施設基準の強化の方向性について
- ③ 既存施設に対する追加規制の適用について
- ④ 関係法令の適合性の確保対策

3. 次回会議へ向けて

- ① 議題について
- ② 営業者の意見聴取の要否について
- ③ 開催日程について

1. 施策検討に当たっての着眼点

① 船橋市の旅館業の現状と今後の見通し

- **施設数の増加** 都心や国際空港へのアクセスが良く、交通網が充実
訪日外国人の宿泊需要は今後も増える見込み
- **施設形態の変化** 住宅から用途変更し、戸建てや集合住宅を使用した施設の増加
従事者等が常駐しない簡易宿所の増加
- **周辺自治体の規制強化** 都内における規制の強化が進み、開業が難しくなることから、
都外の周辺自治体での申請が増える可能性がある
- **他自治体との比較** 施設数、苦情施設数は少ない

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3：市内旅館業に関する施策の方向性について

3

1. 施策検討に当たっての着眼点

② 従事者等※が常駐しない施設の課題

※ 従事者等：営業者・施設スタッフ・管理会社・警備会社

宿泊者の課題

- 自身の行動が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすという認識の不足

営業者の課題

- 迷惑行為を未然に防止するための対策についての理解不足及びその重要性の認知不足
- 迷惑行為を未然に防止するための宿泊者への周知(掲示やハウスルール等)の不足



宿泊者による迷惑行為等の発生時、その場での抑制が困難
これらの発生を未然に防止する対策が重要

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3：市内旅館業に関する施策の方向性について

4

1. 施策検討に当たっての着眼点

③ 他自治体調査からみる実効性の課題

■ 「実効性の確保」が重要な課題

遵守状況の確認や指導等を行う際、基準が明確で、客観的に遵守状況を判断できるか
営業は継続的に実行可能な内容か



- 「指導」に留めず、必要に応じ「指導 → 勧告 → 公表(営業者名・住所等)」等の段階的行政措置の明文化を検討
- 旅館業法上の罰則措置に紐づけを検討
- 防犯カメラ等のICT機器記録や報告書の提出義務等、手法の検討

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

5

2. 今後の施策検討の議論

① 施策のあり方について

検討事項

規制を新たに設ける際、既存要綱への追記で十分か、若しくは、条例等の例規による規定が必要か検討を行いたい。

例規等の特徴

項目	条例	要綱
定義	地方公共団体が制定する 議会の議決が必要な例規。拘束力を持つ	行政機関が定める内部規程 議会の議決は不要で、行政指導的性質が強い
拘束力	あり 行政罰などの設定が可能 法の罰則に紐づけて対応することが可能	なし 法の罰則に紐づけて対応することが 可能な場合がある
手続き・所要時間	議会議決が必要なため時間がかかる	行政判断で迅速に改正可能
透明性・公開性	パブリックコメントの実施 議会審議を経るため制定経緯が明らか	行政内部決定だが、公開される
実効性	強制力がある	行政指導が主体。相手方の協力が重要

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

6

2. 今後の施策検討の議論

① 施策のあり方について

■船橋市の現状にあった規定の設定

今後のトラブル抑制のため、拘束力のある施策を検討

都内や観光都市と比較すると苦情施設数は少ないため、目的達成に必要な範囲を検討

■実効性とのバランスが重要

規制内容については、関係者の意見や地域の実情を踏まえ、実効性を担保しながらも、過度な制限とならないよう検討する必要がある

◆条例による規定が望ましいのではないか

ただし、規制の内容によっては規則や要綱等に規定する場合も考えられる

- ・ 今後のトラブル抑制のため拘束力を持たせる
- ・ 規制及び措置規定を踏まえた内容となるため、市民代表である議会の議決を経て制定

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

7

2. 今後の施策検討の議論

② 運営・施設基準の強化の方向性について

市要綱「旅館業と周辺地域の生活環境との調和を図るために必要な事項に関する要綱」

⇒「周辺地域の生活環境への悪影響の防止」するための施策を新たに規定（令和8年3月12日）

◆運営基準や施設基準等の強化について、以下の方向で検討を進める

① 現在の市要綱の規定の全部または一部を例規へ移行

② 追加の運営基準や施設基準等を例規や要綱にて規定

（国通知、他自治体規定等を参考）

▶ スライドP.9 現在の市要綱の規定

▶ スライドP.10,11 今後検討を行う運営基準や施設基準等の追加規定の例示

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

8

2. 今後の施策検討の議論

② 運営・施設基準の強化の方向性について

【参考】現在の市要綱の規定

説明会の開催等による近隣住民への事前説明の実施

外部から見やすい場所へ標識を事前に設置

外国人宿泊者に対し、施設の設備の使用方法、交通手段に関する情報等を外国語で提供

宿泊者に対し、近隣住民等の生活環境の悪化防止のために必要な事項の説明
(騒音・廃棄物の投棄等に対する事項、廃棄物の適切な処理、火災発生器具の使用方法、火災時の対応)

施設の外部から見やすい場所に施設名称、管理者等と連絡がとれる連絡先等を掲示

苦情及び問合せ等に適切かつ迅速に対応するための体制の整備

苦情等の内容を記録

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

9

2. 今後の施策検討の議論

② 運営・施設基準の強化の方向性について

【参考】今後検討を行う予定の運営基準の追加規定(例示)

運営基準

事前説明時に住民意見があった際の適切かつ迅速な対応及びその内容の報告

必要事項の説明内容や説明方法等について実施内容等の報告

苦情の顛末等について報告書提出

苦情対応に係る責任者の設置

宿泊者に対し、騒音等により周囲に迷惑をかける行為を中止するよう求める責務

施設の定期的な巡回体制の整備(従事者等が常駐していない施設)

苦情に適切に対応できる従事者等を一定時間駐在させる体制の整備(従事者等が常駐していない施設)

従事者等の施設内常駐

チェックイン時の本人確認や鍵の受け渡し等の帳場(フロント)機能の厳格化(ICT対応施設)等、

宿泊者名簿の正確な記載内容を担保する対策

事業譲渡の際、事業内容が変わらない旨の誓約書提出

用途地域が住居地域等の場合、事前説明会等での住民同意の取得

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

10

2. 今後の施策検討の議論

② 運営・施設基準の強化の方向性について

【参考】今後検討を行う予定の施設基準等の追加規定(例示)

施設基準	玄関帳場(フロント)の設置規定(旅館・ホテル営業)
	施設内帳場(フロント)設置規定(簡易宿所)
	騒音計や出入口の監視カメラなどのICT機器の設置
	騒音防止のため居室の壁を防音構造
申請時書類	ゴミ置き場の施設内設置
	建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書、消防法令適合通知書 等
	建築物登記事項証明書、賃貸借契約書、管理規約 等
	苦情発生時の対応詳細(フロー)を届出
立地規制	共同住宅管理規約で宿泊業の禁止規定がある場合、旅館業の許可申請を不許可とする
	営業者が海外在住の場合、国内代理人の設置
都市計画等の活用	

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

11

2. 今後の施策検討の議論

③ 既存施設に対する追加規制の適用について

○運営基準等の規定 事前説明の際の説明内容の規定及び住民意見があった際の対応内容の報告
苦情の顛末等について報告書提出の規定の設置など

- ・運営方法の改善であるため、既存施設でも対応しやすい
- ・公衆衛生の確保や治安維持の観点から、営業の「方法」に一定の義務を課すことは合理性があると社会的に認められやすい

○施設基準の規定 帳場(フロント)の設置義務、騒音防止のため居室の壁を防音構造 など

- ・苦情施設数等から鑑み、問題解決に必要な範囲を超えた規制となる恐れあり
- ・過大な投資を強いることになり、営業継続が困難になる可能性がある

◆既存施設への追加規制は遡及適用も考えられるが、
一部の施設基準等については過度な規制となる恐れがあるため、
その適用は慎重に判断する必要があると考えるがいかがか

第1回住環境との調和に関する旅館業のあり方検討委員会 議題3:市内旅館業に関する施策の方向性について

12

2. 今後の施策検討の議論

④ 関係法令の適合性の確保対策

都市計画法、建築基準法、消防法、廃棄物処理法 など

- ① 許可申請時等における関係行政機関への
事前相談状況の確認強化など、より一層の連携強化
- ② 建築基準法の規定や消防法の規定に適合していることを
旅館業を営むことへの審査基準として明文化を検討

◆ 旅館業法以外の関係法令の遵守が前提であることから、
以上の検討を進めることとしてよいか

3. 次回会議へ向けて

① 議題について

主な議題

- 他自治体に対する追加調査結果の報告
- 追加規定(運営、施設基準、その他の規定)の具体的案の検討
- 措置規定の検討
- 次回会議の予定等について

3. 次回会議へ向けて

② 営業者の意見聴取の要否について

- 第2回会議は具体的な施策案を検討する予定
- 現在、委員に旅館業営業者や管理者の立場での出席者はいない

◆規制強化の検討に当たっては、公平性の観点や、既存事業者の営業継続性等も含め実際に営業している側の意見を聴取する必要があるのではないかと考えるがいかがか

3. 次回会議へ向けて

③ 開催日程について

- 令和8年8月までに他自治体の追加調査の取りまとめを行う
- 結果を参考に、施策案の検討

◆令和8年9月もしくは10月の開催を予定